

令和7年度

室戸市PR動画作成業務

公募型プロポーザル審査要領

令和7年12月

室 戸 市

令和7年度 室戸市PR動画作成業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

## 1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「室戸市 PR 動画作成業務プロポーザル募集要項」（以下、「募集要項」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要項により、適正に書類を作成した参加者

## 2. 審査の項目及び点数

総合得点は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画の内容（75点）
- (2) スケジュール、実施体制（20点）
- (3) 経費見積もり（5点）

## 3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時及び場所  
室戸世界ジオパークセンター 2階 セミナールーム
- (2) プレゼンテーション
  - ① プレゼンテーションの時間は1社20分以内とします。
  - ② 順番は別途お知らせします。
  - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます。

## 4. 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別表の「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積りが安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 審査には最低基準点を設け、これを下回った参加者は選定しません。
- (6) 参加者が1者のみの場合であっても本プロポーザルは成立するものとし、審査委員会において審査を行い、選定の可否を決定します。

別表  
審査基準

	審査の項目	審査の視点
1	企画の内容	① 今回の事業目的を理解した上、内容や取り組み手法が提案されているか。
		② 独自のユニークな視点や室戸へ行きたくなるようなアイデアが企画に盛り込まれており、訴求力のあるものとなっているか。
		③ 起用するインフルエンサーはターゲットに対して訴求力のある人物となっているか。
		④ 室戸市ならではの魅力をツーリング視点で表現できているか。
2	スケジュール 実施体制	⑤ 具体的かつ実行性のある計画・スケジュールが示されおり、業務を遂行できる体制が整っているか。
		⑥ 本業務に類似する業務の実績があるか。
3	経費見積	⑦ 企画内容に対し妥当な見積額であるか、また、制作費・動画配信費のバランスは妥当か。